

令和7年7月

遊佐町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日程 令和7年7月25日(金) 午後1時00分～午後1時40分
2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告事項2 解約について
- 報告事項3 賃借料の変更通知書の受理のついて
- 議 第 10号 非農地証明願いについて
- 議 第 11号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について
- 議 第 12号 農地法第3条の規定による賃貸借契約許可申請について
- 議 第 13号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について
- 議 第 14号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

4. 出席委員 (15名中13名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		2		3	榊原一男	4	高橋敬
5	小田原英史			7	高橋正樹	8	石垣建
9	小野寺一博	10	高橋茂央	11	高橋晃広	12	小松正志
13	前川一城	14	那須久美	15	齋藤勝広	16	佐藤充

5. 欠席委員 (2名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三浦祐輝	2	大谷浩夫				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

8. 事務局出席者 (3名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、遊佐町農業委員会の7月定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番 榊原一男 委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。 欠席委員は2名、出席委員は13名で過半数の委員が出席しております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では10番高橋茂央委員と12番小松正志委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。 合計8件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項2. 解約について。 それぞれで当事者の合意により解約するもので、番号2は去年の大雨で耕作ができなくなったため解約するものです。番号3はこの後の4条の転用に関係する案件となります。詳細については議題12号で説明いたします。 続きまして、報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について。 それぞれで当事者の合意により賃借料を変更するもので、番号51以降については基盤整備に関係して賃借料を1年間ゼロにするものです。 事務局からは以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、</p>

	齋藤委員長より報告をお願いします。 (15 番齋藤勝広会長代理が挙手し、議長が指名する)
15 番 齋藤勝広会長代理	7 月 18 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 11 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 10 号 非農地証明願いについて、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 番号 1、2 筆、445 m ² 。 申請地は都市計画区域内の第 2 種住居地域に該当、農業振興地域外、土地改良事業受益地内で、約 60 年前に金魚養殖として 10 年ほど使用されたが、その後そのまま放置され、自噴井戸とコンクリート水槽が残された状態で現在に至っています。農地に復元するのは困難で、復元しても農地として継続利用できないような状況です。申請地の 1 筆については、固定資産税も 20 年以上前から雑種地として課税されています。 18 日に高橋土地専門部会長、石垣副部会長、の 2 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。 以上です。
議長	それでは、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番 高橋正樹 委員	場所は建設会社の南側で、線路のすぐそばになります。 昔に金魚を養殖するために井戸を掘り、コンクリートで囲んだそうです。10 年ほど経ってからハスを栽培してみたそうですが、上手いかず現在に至っています。写真ではきれいになっていますが、少し前まではヨシで藪になっていて、誰かに迷惑をかけないように埋め立てて誰かに買ってもらいたいと言っていました。農地に復元は難しいと思うところから許可相当だと思われれます。以上です。
議長	次に、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 石垣建 委員	現地は踏切のすぐそば、周りは宅地ということで速やかに非農地判断をして新たな利用方法を所有者に探ってもらえればと良いと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 10 号 非農地証明願いについて、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、議第 11 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借契約許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 6～7 の 2 件ですが、どちらも基盤法の相対で契約していたものを当事者の希望で中間管理機構を通さず、3 条で契約するもので実質的には更新の案件になるため現地調査を行っていません。</p> <p>また、審査基準書の地図も、実質的には再設定のため省略しています。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 11 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借契約許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 頁、補足説明資料は 6 頁からご覧ください。</p> <p>番号 3、1 筆、2,692 m²の内 0.0336 m²です。</p> <p>申請理由は、今年 5 月の総会で申請のあったものと同様、下部農地の耕作を行いながら、営農型太陽光発電施設用地として申請があったものです。</p> <p>申請地は集落の西側に位置し、農振農用地区域内の農地で、営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を申請したものです。尚、申請面積は太陽光パネル設置に伴い補強が必要な支柱 24 本の断面積となります。</p> <p>期間は仮設工作物の一時利用のため 3 年間で、補足説明資料 19 ページから営農計画書が添付されていますが、太陽光パネルの下ではこれまでどおりソバを作る予定とのことです。下部農地の面積は 70m のハウス 3 棟で合計 1,512 m²となります。補足説明資料 25 ページに酒田農業技術普及課からの意見書がありますがソバの育成に影響が少ないようです。</p> <p>月光川土地改良区受益地内で意見書により、協議事項に関して申請者が誓約しており、また、申請地の東側、西側は申請人の農地であるため</p>

事務局	<p>周辺の農地への影響もないことから、許可相当と判断されます。</p> <p>18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、高橋敬委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
7番 高橋正樹 委員	<p>事務局からの説明のとおり、以前の申請地の西側になります。前回と同様に支柱の単管パイプ面積分の申請になります。何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
8番 石垣建 委員	<p>ハウス骨組みにパネルを設置するというので、前回の申請と同様です。現地はすでにパネルは設置されていきました。部会長からの説明のとおり、支柱分の申請ということです。下はソバを作るということで頑張って耕作していってもらえればと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、4番高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4番 高橋敬 委員	<p>部会長、副部会長の報告のとおり、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第8号(1)と(2)の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、議第13号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は8ページ、補足説明資料は28ページからご覧ください。</p> <p>番号1、1筆、62㎡。</p> <p>申請理由は資材置場用地のためです。</p> <p>申請地は、集落の中央に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内の農地であります。生産力の低い小集団の農地に該当するため、第2種農地と判断されます。昨年8月総会で、申請地の東側を資材倉庫・置場及び大型車両駐車場として農地転用許可を受けて使用しておりますが、さく井工事業を営んでいる譲受人が資材置場の拡張地として利用するため申請したものです。申請地の西側は集落の公共サインが建っており、現況は宅地介在雑種地となっております。</p> <p>自宅から近いため利用場所としても都合も良く資金も通帳の残高により確認して確実性があり、業務上必要な施設と判断されるため許可相当と考えます。</p> <p>18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長の2名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。</p>

議長	それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7番 高橋正樹 委員	審査基準書の8ページと9ページをご覧ください。 この場所は後ほど転用追跡調査で見に行く場所の西隣となっています。今は草が少し生えていますが、コンクリートで舗装して資材置き場として使うということでした。何ら問題はないと思います。以上です。
議長	次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8番 石垣建 委員	審査基準書の9ページに写真が載っています。上のほうに建物がありますけども、これが去年転用許可を受けた場所です。そのすぐ隣ということで、問題なしと見てきました。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、議第14号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は12頁、補足説明資料は41頁からご覧下さい。 番号3、1筆、2,500㎡のうち2.90㎡です。 申請理由は工事中仮設道路として一時利用するためです。 申請地は集落の北側に位置し、都市計画区域外、農振農用地区域、地域計画区域内、土地改良事業受益地内の農地です。 申請地の東側に位置する河川護岸の災害復旧工事に伴い、大型車両が通行するための作業路確保に伴う法面整形により、一部農地にかかることから一時転用許可を申請したものです。 工期は原状回復も含めて来年3月までの一時利用を予定しており、山形県庄内総合支庁から受託して実施するものです。 一時転用であり、土地改良区からの意見書で、協議事項に関して申請者が誓約しており、また、資金残高証明により原状回復も確実に進む見込みがあること、必要最小限の安全確保措置であり、既存農業用施設や周辺農地への影響が少ないと思われることから、許可相当と判断されます。 18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長の2名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7番 高橋正樹 委員	この場所は前回、作業道として申請された場所の東側になります。ハウス後ろの沢の護岸が大きくえぐられていて、工事のために作業道を計画したところ、とても狭い面積ですが農地に被るところが出てきたため申請となったものです。作業道が狭いので十分注意するということが問題ないと思います。

7 番 高橋正樹 委員	以上です。
議長	次に、8 番石垣副部長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 石垣建 委員	申請地は山のほうですが、去年の大雨で水が集中し護岸がえぐられてしまったということでもあります。復旧工事のための作業道確保に一部の内が引っ掛かったということで、建設会社の皆さんにも安全第一で復旧をしてもらえればと思って見てきました。以上です。
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第14号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に皆さんから何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで7月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>